

Q. 相続時精算課税制度を活用した事例

私は、現在 74 歳の医療法人の理事長です。

今まで、当法人理事の長男(45 歳)に経営権を引き継ぐ目的で、法人の出資持分を贈与税の基礎控除額の範囲内で贈与していました。少し前の税制改正で、より贈与をしやすい相続時精算課税制度が創設されたと聞きましたが、この制度を適用し贈与してよいものか教示ください。

現在、当法人の出資持分は、3 年前に病院をリニューアルし当初の償却負担がかなり多いため、評価がかなり下がっています。

A.

医療法人の出資持分という特定の財産が後継者たる長男に移転しやすくなること及び当該出資持分の評価が将来上昇すると予想できることから当該制度の利用が適していると考えられます。

【ポイント】

この事例の場合、法人の後継者を長男に決めておられることと出資持分の評価額がここ 10 数年来最低の水準となったので相続時精算課税制度適用を勧めることとなりました。また、特別控除が 2,500 万円認められており、これを超えた場合でも、とりあえず 20%の税率で計算した贈与税を支払っておけばよいので、納税資金の資金繰りが計画的に組めます。

【解説】

高齢者の保有する資産を次世代へスムーズに移転できるようにすることを目的として、平成 15 年の税制改正で相続時精算課税制度(住宅取得等資金のみを対象にするものもありますが、当質問では考慮しません。)が創設されました。

以下、当制度の概要、適用を検討する際の留意点を説明します。

①制度の概要

満 65 歳以上の親から満 20 歳以上の子へ贈与する場合の特例で、贈与財産の累計が 2,500 万円までは非課税、これを超えると一律 20%の贈与税を納付します。

ただし、相続税を計算する際には贈与財産を相続財産として加算し、既に納付した贈与税がある時はこれを差し引いて(精算して)納付することになります。

②適用検討時の留意点

・特定の財産を特定の人に生前にしかも多く引き継げるので遺言と同じ効果を持つこととなり、「争続」となる ことを回避できます。

贈与財産の累計が 2,500 万円までは非課税、これを超えてもその超えた部分の 20%を贈与税として納付すればよいので(相続税計算時には再計算されますが)、通常の贈与に比べると納税資金の心配は和らぎます。

・相続時に評価額の上昇が予想される財産を贈与する

将来の相続税計算時には、贈与財産の価額が加算されて税額が計算されます。この場合贈与財産の価額は、その贈与があった時の時価(相続税評価額)です。したがって、贈与財産が将来値上がりした場合でも、相続財産としては低い価額しか加算されませんので、相続税額が少なくてすむわけです。将来評価額の上 昇が予測される医療法人の出資持分は、まさにうってつけの贈与対象と言えます。

当然、時価が下落する可能性のある財産の贈与は、相続税計算時に不利に働きますので注意が必要です。

・一度適用を決定し届け出ると撤回できない

当制度の適用を一旦届け出ると、その適用年度以降の贈与に関しては全て当制度が適用されることになります。適用後に出資持分の評価額が極端に下がり回復の余地がない場合でも、通常の贈与に戻ることは出来ません。

また 110 万円の基礎控除はありません。

以上のとおり当制度についてはメリット、デメリットがありますので、実際の適用の可否判断については慎重に行うことが必要となります。